

議案第13号

天理市監査委員に関する条例及び天理市水道事業及び下水道事業の  
設置等に関する条例の一部改正について

天理市監査委員に関する条例及び天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年3月4日提出

天理市長 並 河 健

天理市監査委員に関する条例及び天理市水道事業及び下水道事業の  
設置等に関する条例の一部を改正する条例

(天理市監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 天理市監査委員に関する条例(昭和39年3月天理市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年12月天理市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。